

住所変更に伴うお手続き一覧表（市役所関係1）

各種証書等の住所変更については、市役所・支所で書き換えます。お手数ですが担当窓口までご持参ください。

書き換えの対象となるもの	担当窓口		お問い合わせ電話番号
●住民基本台帳カード（顔写真付） ⇒担当窓口にて新住所を記載します。 ※カード作成時の暗証番号の入力が必要になる場合があります。 ※顔写真の印刷されていないタイプの住基カードをお持ちの方は手続きの必要はありません。	市役所1階5番 市民課 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課		027-898-6106 （市役所市民課）
●個人番号通知カード ●個人番号カード（顔写真付） ⇒担当窓口にて新住所を記載します。 ※個人番号通知カードをお持ちの方は身分証の持参をお願いします。 ※個人番号カードをお持ちの方は暗証番号の入力が必要になります。	※通知カードについては、城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターでも手続き可能。		
●在留カード、特別永住者証明書 および上記2つの証明書とみなされる証明書（外国人登録証） ⇒担当窓口にて新住所を記載します。旧住所が書かれた在留カード、証明書類をお持ちください。	市役所1階5番 市民課 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課 城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター		027-898-6122 （市役所 市民課）
●国民健康保険被保険者証 ⇒住所変更に伴い、新住所表記の国民健康保険証を変更後に郵送します。それまでは旧住所の保険証をご使用ください。	市役所2階21番 国民健康保険課 賦課係	市役所1階5番 市民課 大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課 城南支所	027-898-6250 （市役所 国民健康保険課 賦課係）
●高齢受給者証 ●限度額適用認定証、減額認定証 ⇒新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	市役所2階22番 国民健康保険課 国保医療係	大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課 城南支所（高齢受給者証のみ）	027-898-6249 （市役所 国民健康保険課 国保医療係）
●後期高齢者医療被保険者証 ●福祉医療費受給資格者証 （子ども、母子、父子、重心、高齢重度） ⇒新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	市役所2階23番 国民健康保険課 医療給付係	大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課 城南支所	027-898-6253 （市役所 国民健康保険課 医療給付係）
●介護保険証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い保険証をお持ちください。	市役所1階12番 介護保険室 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課		027-898-6158 （市役所 介護保険室 保険料係）
●介護保険の各種減額認定証、負担割合証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い証をお持ちください。			027-898-6157 （市役所 介護保険室 給付適正化係）
●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●特別児童扶養手当証書 ●心身障害者扶養共済加入（年金）証書 ⇒担当窓口にて変更届をご提出いただき、その場で書き換えます。手帳または証書・印鑑をお持ちください。	前橋市保健所1階 障害福祉課 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課		027-220-5711 （前橋市保健所内 障害福祉課）
●特別障害者・障害児福祉・経過的福祉の各手当 ⇒担当窓口にて変更届をご提出ください。印鑑をお持ち下さい。			
●自立支援医療（更生・育成）受給者証 ⇒担当窓口にて変更届をご提出いただき、後日郵送します。古い受給者証・印鑑をお持ちください。			
●障害福祉サービス受給者証（身体・知的） ●障害児通所受給者証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い受給者証をお持ちください。	前橋市保健所1階 障害福祉課		

（裏面に続く）

書き換えの対象となるもの	担当窓口	お問い合わせ電話番号
●障害福祉サービス受給者証（精神） ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い受給者証をお持ちください。	前橋市保健所 1 階 保健予防課	027-220-5787 (前橋市保健所内 保健予防課)
●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療（精神通院）受給者証 ⇒担当窓口にて変更届をご提出いただき、後日郵送します。古い手帳または古い受給者証をお持ちください。	前橋市保健所 1 階 保健予防課 または、大胡・宮城・粕川・富士見市所 市民サービス課	

その他の手続きについて	
●国民年金・厚生年金を受給されている方	年金事務所に「住民票コード」を報告したことがある方は、年金の手続きは必要ありません。 住所変更届の必要の有無等は前橋年金事務所（電話027-231-1709）にお問い合わせください。
●児童手当・児童扶養手当を受給されている方	手続きの必要はありません。
●前橋市立の保育所、小中学校	手続きの必要はありません。
●幼稚園、前橋市立以外の保育園・学校等	幼稚園、学校等に住所が変わったことを報告してください。
●水道局	水道局で一括修正しますので、手続きの必要はありません。
●公的個人認証サービス（電子証明書）	手続きの必要はありません（そのままお使いいただけます。）

ご不明な点は各担当へ
お問い合わせください。

